

この省令は、公布の日から施行し、改正後の独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定は、平成二十三年度の事業年度から適用する。

附 則（平成二五年四月一日農林水産省令第二八号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年一月二九日農林水産省令第六号）抄

（施行期日）

第一條 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 存続全国中央会（改正法附則第二十一条に規定する存続全国中央会をいう。）に対する第十二条の規定による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定の適用については、同条中「農事組合法人」とあるのは、「農事組合法人、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第二十一条に規定する存続全国中央会」とす。

附 則（平成二九年一月二五日農林水産省令第五号）抄

（施行期日）

第一條 この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第八八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二九年一〇月二七日農林水産省令第六号）抄

1 この省令は、平成三十三年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月二六日農林水産省令第一三号）

この省令は、平成三十年三月三十一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から

施行する。

附 則（平成三〇年七月二三日農林水産省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年一二月六日農林水産省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。